第百五十五条の三十四第三項	同条第一項から第三項まで	同条第一項から第三項まで、特別措置法第五十条第二項（外国税額の控除）
第百五十五条の三十四第六項第三号ロ	第六十九条第一項から第三項まで	第六十九条第一項から第三項まで、特別措置法第五十条第一項
第百五十五条の三十四第六項第四号ロ	第八十一条の十五第一項から第三項まで	第八十一条の十五第一項から第三項まで、特別措置法第五十条第二項
第百五十五条の三十四第六項第四号ロ	第六十九条第一項から第三項まで	第六十九条第一項から第三項まで、特別措置法第五十条第一項
第百五十五条の四十三第二項第四号	及び地方法人税の額	、地方法人税の額及び復興特別法人税の額
第百五十五条の四十三第二項第六号	地方法人税の減少額として帰せられる金額	地方法人税の減少額として帰せられる金額並びに特別措置法第五十二条（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算した当該連結事業年度の復興特別法人税の減少額として帰せられる金額
第百五十五条の四十三第二項第七号	地方法人税の負担額として帰せられる金額	地方法人税の負担額として帰せられる金額並びに特別措置法第五十二条の規定により計算した当該連結事業年度の復興特別法人税の負担額として帰せられる金額
第百八十八条第一項第十号	）又は	）若しくは
	場合	場合又は復興特別所得税の額につき特別措置法第四十九条第四項（復興特別所得税額の控除）において準用する同条第一項若しくは特別措置法第五十六条第一項（復興特別所得税額の還付）若しくは第五十九条第一項（確定申告等による復興特別所得税額の還付）の規定の適用を受けた場合
	所得税の額	所得税の額並びに当該所得税に係る復興特別所得税の額

第十条第一項の表相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の項中「同条第三項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除く。」を削り、同表地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の項及び税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の項を次のように改める。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）	第九条の七第二項	第四項	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第五十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び第四項	又は法人税法		
		第五項	特別措置法第五十条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び第五項	（同法	同法第六十九条	法人税法第六十九条
			並びに地方法人税法	、特別措置法第五十条第一項及び第二項の規定並びに地方法人税法		
			並びに地方法人税法	、特別措置法第五十条第一項及び第二項の規定並びに地方法人税法		
			場合	場合及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十条において準用する場合		
		第四十八条の十三第二項				
		第三十三条第五項				
税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）						

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第六条第二項の改正規定、第十条第一項の表法人税法施行令の項の改正規定並びに同表地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の項及び税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の項の改正規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

（課税事業年度に関する経過措置）

2　改正後の復興特別法人税に関する政令第三条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）のこの政令の施行の日以後に終了する事業年度について適用する。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百五十二号

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。